

○業務移管推進本部設置規程

平成14年12月25日

達第1064号

(設置)

第1条 日本育英会職制第23条（昭和62年5月27日。達第798号）の規定に基づき、業務移管推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

(推進本部の任務)

第2条 推進本部は、新たな学生支援機関（以下「新機関」という。）の設置に関する国の政策に沿って、新機関への育英奨学事業の移管（以下「業務移管」という。）に関して必要な作業方針、作業工程等の決定を機動的に行なうとともに、当該決定に基づく具体化作業等を集中的に管理し、合理的、効率的に遂行し、もって業務移管を確実かつ円滑に実施することを任務とする。

(推進本部の組織及び推進本部員の任命)

第3条 推進本部は、推進本部長1人、推進本部員若干人をもつて組織する。

2 推進本部長は、理事長をもつてこれにあてる。

3 推進本部員は、理事及び部長をもつてこれにあてる。

(推進本部長の職務)

第4条 推進本部長は、推進本部を指揮し、業務移管に関する日本育英会（以下「本会」という。）固有の問題及び5法人（本会、内外学生センター、日本国際教育協会、国際学友会及び関西国際学友会をいう。）に共通の問題に関する作業方針、作業工程等の決定（関係法人事務連絡協議会（以下本条においては「協議会」という。）で取り扱うべき事項に関しては、協議会への提案）を行なう。

2 推進本部長に事故があるときは、あらかじめ推進本部長が指名した推進本部員が職務を代理する。

(事務局)

第5条 推進本部が決定する作業方針、作業工程等に従い具体化作業等を合理的、効率的に遂行するため、推進本部に事務局を設ける。

2 事務局は、企画広報部長が統括する。

3 事務局に、首席調査員、主任調査員及び調査員を置き、関係部課の職員にこれを命ずる。

(雑則)

第6条 この規程の施行に関し、必要な事項は推進本部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成15年1月1日から施行する。

(関連規程の廃止)

2 業務移管準備委員会規程（平成14年9月30日達第1055号）は、廃止する。